

教育施策に関する意見交換について

(教育に関する重要施策の方向性の検討)

協議事項

1. スクールソーシャルワーカーの活動について
2. 学力向上について
3. 指定文化財公開事業（かさま文化財公開）について
4. その他

1. スクールソーシャルワーカーの活動について

<施策の方針>

2 学校教育の充実

(1) 豊かな心の育成

- いじめ問題・不登校問題への取組の充実に努めます

1. 概要

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動や家庭環境における問題等の解決に向け、学校と家庭、関係機関等をつなぎ、児童・生徒を支援することを目的として平成28年度からスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を確立している。

2. 取組状況

市内17小中学校に3名のスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校区を単位として1校当たり月2回訪問しており、学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図っている。

主な取組内容として、児童生徒が抱える問題について本人やご家族と相談を実施。さらに、相談内容により関係機関との連携を図るとともに、家庭訪問を実施している。

*主な相談内容 → 不登校、家庭環境、人間関係、発達障害、心の健康等

*連携した相談機関 → 児童家庭福祉、保健・医療、学校外の教育機関等

3. 課題、問題点

- (1) これまで勤務日（学校の訪問日）が決まっており、勤務日以外にも関係者との連携の必要性があったため、仕事の配分が難しかった。

10月から学校をまたいでの訪問日調整が可能となったが、いつでも連絡が取れる体制づくりが必要である。

- (2) 担当区やケースによるが、勤務時間数が足りない。

- (3) 学校側で関わっているのは担当1人であり、ワーカーとの対策時間を設けることが出来ない。

- (4) 県高校教育課も平成28年度からスクールソーシャルワーカーを配置。小中高にわたっての見守りが可能となった。また、スクールソーシャルワーカーの全体数が足りないため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを兼任している状況でもある。

- (5) 専門的な養成機関の設置が間に合っておらず、スクールソーシャルワーカーの全体数が足りない。さらに、スクールソーシャルワーカーも専門的研修が必要であるとする。

- (6) 発達障害に対しては早めの手立てを行っている現状ではあるが、保幼小中を始めとする関係専門機関との連携を確保し、事前に対象児を把握すること及び予防面も含めて低年齢段階からの介入が必要であるため、適切な支援を行う体制づくりが必要である。

4. 施策の方向性及び協議事項

諸問題のある児童生徒一人一人のニーズに対応するため、適切な支援や指導を計画的に行う必要がある。そのためには、相談・支援体制を確立するための安定した人材確保やスクールソーシャルワーカーの知識、力量等の資質向上を図るための効果的な研修機会を充実させるなど、現体制を拡充させ強化を図る取組が急務である。

2. 学力向上について

<施策の方針>

2 学校教育の充実

(2) 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識や技術の定着化を図ります

1. 概要

ゆとり教育による学力低下が懸念され、学力向上は喫緊の課題となり、早急な対応策が強く求められていた。

平成18年度から実施してきた、小中学校特色ある学校づくり事業から平成23年度学力向上支援事業へ事業移行して、学力調査等に見られる実態や各校の学力に係る課題への対応として、各校が自主性を発揮し、学力向上に向けた活動を推進してきた。

さらに平成25年度より非常勤講師を各校に配置し、複数教員が役割を分担、協力し合い授業を展開し、児童生徒一人一人に寄り添い確かな学力を身に付けさせるため、本事業を開始した。

2. 取組状況

事業計画の策定及び非常勤講師を配置し、チームティーチングによるきめ細かな授業を展開し、一人一人の確かな学力向上を図る。

- ・平成28年度予算 47,926千円

(1) 配置時期 毎年4月～3月

(2) 配置人数 22名(各学校1名から2名) ※大規模校には2名配置

(3) 配置校 小学校11校, 中学校6校

(4) 講師資格 教員免許所持者

(5) 実施内容

- ・小学校 非常勤講師を配置し、担任とのチームティーチングによるきめ細かな授業を展開
教科は、算数・国語など、学校の希望を受けて配置
 - ・中学校 非常勤講師を配置し、教科担任とのチームティーチングによるきめ細かな授業を展開
教科は、数学・社会・英語・音楽など、学校の希望を受けて配置
- *勤務時間については、小中学校とも1日約7時間勤務 年間1,015時間以内

3. 課題, 問題点

昨年度小学校では、授業支援講師がチームティーチングで指導している学級において、県学力診断テスト(算数)が県平均より1.8ポイントから12.6ポイント上回るなど大きな成果を上げている。また、中学校においても、確実な成果が出ていることから今後も継続していきたい。優秀な授業支援講師の確保が課題である。

4. 施策の方向性及び協議事項

全国学力・学習状況調査結果の数値は、子どもたちの能力のほんの一部であることから、新たな指標を示せるよう検討していく。

近郊の茨城大学や常磐大学等との連携を図り、大学生の活用を考えていく。

学校の要望に応じて、学力向上支援員を増やすなど、事業拡大を検討していく。

児童生徒に寄り添ったきめ細やかな指導ができる指導力のある講師の確保に努めていく。

3. 指定文化財公開事業（かさま文化財公開）について

<施策の方針>

4 生涯学習・文化活動の推進

(5) 文化財の保護と活用

- 文化財の調査・研究に努め、適切な保護と活用を推進します。

1. 現状

笠間市内には147件の多くの指定文化財が保有されております。

*内訳（国指定8件・県指定20県・市指定119件）

しかしながら通常、仏像などは屋内で管理されており、市民が自由に見学する事が出来ない状況です。近隣の常陸太田市では、平成19年から毎年10月の第3土曜日・日曜日を「市内指定文化財集中曝涼の日」として設定し、今年度は20か所（太田市15：大宮5）での文化財一斉公開事業を実施しております。

これらを踏まえ本市においても、多くの方に地域に残る文化財を見つめなおし、文化財保護の重要性を理解していただく機会を提供する事を目的に、今年10月22日（土）から23日（日）に、国指定文化財を中心とした5か所で初めての文化財公開事業を実施いたしました。

2. 実績

別紙：来場者数集計表参照

3. 成果

(1) 予定を上回る来場者数となった。

(2) 所有者や管理者（地元の協力者含む）・茨城大学・市史研究員・教育委員会など関連団体等の連携協力が良く、来年開催への意志の共有が出来た。

4. 課題、問題点

(1) 公開文化財の拡大

今後どのような体制で公開箇所を拡大して行くか、管理者には、公開主体者であることを十分に理解してもらい、将来的には市内の多くの文化財が公開対象となっていく広がりのある事業としたい。

(2) 公開体制の確立

駐車場の確保、狭い進入路の誘導、文化財解説員の配置、盗難監視者の配置、見学者の接待等の配慮を必要とする事業である。今年は市史研究員や茨城大学の学生ボランティアの協力を得ながら運営したが、責任者（指導者）としての生涯学習課職員の人数が不足しており、指示系統にやや不安を残した部分も見受けられた。しかしながら、本事業を長期的に実施して行くためには、地域住民や関係者による主体的な取り組み体制を確立して、職員が最低人数でも対応できる様にする必要があると思われる。

別紙：来場者数集計表

来場者数集計帳

	公開文化財	22日(土)	23日(日)	計
楞嚴寺	楞嚴寺山門 木造千手観音立像 木造不動明王立像・毘沙門天像 木造聖徳太子立像	217	200	417
岩谷寺	木造薬師如来立像 木造薬師如来坐像 木造十二神将像	257	220	477
弥勒教会	木造弥勒仏立像	176	172	348
笠間稻荷神社	笠間稻荷神社本殿 唐本一切経 笠間城記(一・二巻) 笠間城及び城下絵図 天球儀(小野友五郎愛用) 「獅狓」(後藤縫之助作)	357	729	1,086
笠間城跡ツアー	千人溜りから天守閣跡まで約1時間、案内人と歩く笠間城跡ツアー	—	52	52
合計		1,007	1,373	2,380